

第3期南国市子ども・子育て支援事業計画 概要版



令和7年3月

南国市

計画策定の背景と趣旨

本市は、子ども・子育て支援法に基づき、南国市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「こどもの視点」を大切にしながら、南国市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

国においては、社会情勢の変化を受けて、こども基本法が令和5年4月に施行となり、こども家庭庁が発足しています。同年12月には『こども大綱』が閣議決定されました。こども大綱では、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

こうした背景を踏まえ、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了することから、第3期南国市子ども・子育て支援事業計画（以下、第3期計画）を策定し、市の各計画と連携しながら、「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべてのこどもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人一人のこどもが健やかに成長できるよう、南国市を取り巻く課題の解決に向けて取組を進めます。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条における「地域行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条による「市町村計画」を内包するものとして位置づけます。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までとします。なお、状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

施策の体系

計画 44 ページから詳しく掲載しています。

基本理念	笑顔かがやく南国市 つながる・ひろがる 子育ての輪
施策推進上の視点	こども自身の尊重 ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保 誰一人取り残さない社会の形成 支援を担う人材の確保
基本目標	基本施策
基本目標 1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり	①教育・保育事業 ②地域子ども・子育て支援事業 ③仕事と家庭との両立の推進 ④妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援 ⑤子育てに伴う経済的負担の軽減
基本目標 2 学びを支え、生きる力をはぐくむまちづくり	①「生きる力」をはぐくむ教育の推進 ②家庭や地域の教育力の向上 ③こどもが安心して過ごすことのできる居場所づくり
基本目標 3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり	①子育て支援ネットワークの充実 ②情報提供体制の整備・充実 ③災害、事故、犯罪被害などからこどもを守る環境の整備
基本目標 4 すべてのこどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり	①児童虐待防止対策の推進 ②障害のあるこどもへの支援の充実 ③ひとり親家庭の自立支援の推進 ④こどもの貧困対策の推進 ⑤困難を抱えたこどもへの支援の充実

量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移・推計、利用実績、ニーズ調査から算出し、量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

計画 48 ページから詳しく掲載しています。

①教育・保育の事業量の見込み及び確保方策

【1号認定：3～5歳】

(単位：人)	令和7年度	令和11年度	提供体制・確保方策
①量の見込み	110	110	公立幼稚園1か所、私立認定こども園3か所 (令和6年12月現在) ◇希望者全員を受け入れられる定員は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。
②確保方策	230	230	
過不足(②-①)	120	120	

【2号認定：3～5歳・3号認定：0～2歳】

(単位：人)			令和7年度	令和11年度	提供体制・確保方策
①量の見込み	2号	3～5歳	1,000	1,000	認可保育所14か所、認定こども園3か所、事業所内保育施設1か所、小規模保育事業所3か所(令和6年12月現在) ◇母親の就業率の増加や教育・保育の無償化により保育ニーズの増加が継続して想定されるため、申込み数・児童数を考慮し、適正な定員管理に努めます。
	3号	0歳	150	150	
		1歳	250	250	
		2歳	350	350	
	計		1,750	1,750	
②確保方策	2号	3～5歳	1,082	1,082	◇保育サービスの確保、保育需要に応えることができるよう引き続き調整を行います。 ◇3号認定については、保育士数により大きく定員が変動する年齢であるため、施設との連絡を密に行い、需要に応えることができるよう調整を行います。
	3号	0歳	170	170	
		1歳	253	253	
		2歳	353	353	
	計		1,858	1,858	
過不足(②-①)	2号	3～5歳	82	82	◇3歳未満の保育ニーズの増加は継続すると予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、こどもの養育環境の整備を図ります。
	3号	0歳	20	20	
		1歳	3	3	
		2歳	3	3	
	計		108	108	

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

事業名		単位	量の見込み		確保方策
			令和7年度	令和11年度	
利用者支援事業	基本型	個所	1	1	切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、基本型及びこども家庭センター型で、引き続き事業の充実を図ります。
	こども家庭センター型	個所	1	1	
地域子育て支援拠点事業		人回	1,196	1,151	現在の提供体制（5か所）で実施するとともに、事業の周知を行い、利用者増につなげます。
妊婦健康診査事業		人回	4,185	3,947	妊婦の保健管理の向上のため、各事業と保健指導等を継続実施して支援を行っていきます。
乳児家庭全戸訪問事業		人	299	282	各母子保健事業を通じ、家庭状況の一層の把握に努め、適切な養育力確保のための事業を継続します。
養育支援訪問事業		人	292	275	今後も対象家庭に早期介入を実施していくことができる体制を維持していきます。
子育て短期支援事業		人日	50	50	実施個所の増加など事業規模の拡充に努めます。
子育て援助活動支援事業		人日	819	763	担い手である提供会員の増加に向けて積極的な広報を行い、保護者からの多様なニーズに応えていきます。
一時預かり事業	幼稚園型	人日	5,820	5,880	こどもたちが保育環境になじみ安心感を得ることができるよう配慮した保育環境の整備に努めます。 担当保育士の確保に努めるとともに、利用定員及び利用日数上限の増加を検討していきます。
	幼稚園型を除く	人日	1,980	1,866	
延長保育事業		人	514	484	需要に対応できる体制は確保されており、希望者も希望に合わせて利用ができているため、継続して事業を行います。
病児保育事業		人日	398	376	病児保育需要の動向を注視しつつ、引き続き提供体制の整備及び利用促進に努めます。
放課後児童健全育成事業		人	670	722	放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室との一体的な実施の検討を図ります。
実費徴収に係る補足給付を行う事業		今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討します。			
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。			
子育て世帯訪問支援事業		既存の訪問・相談事業等を通じて、児童とその家庭状況を把握し、必要な支援につないでいきます。引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。			
児童育成支援拠点事業					
親子関係形成支援事業					
任応答包括相談支援事業		人回	897	846	母子保健手帳の発行時の面談及びその後のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。
産後ケア事業		人日	144	136	養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		定員数	9	20	令和7年度から実施し、提供体制の整備に努めます。